



金 沢 市 公 報

号外第4号の11

令和5年(2023年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●病院事業管理規程
●公営企業管理規程		○金沢市立病院における個人情報の保護に関する法律施行規程 (市立病院事務局) 7
○金沢市企業局における個人情報の保護に関する法律施行規程 (企業総務課) 1		○金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程 (") 7
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (") 1		○金沢市立病院における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (") 9
○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (") 2		○金沢市立病院公印規程の一部を改正する規程 (") 9
○金沢市企業局における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (") 5		○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 10
○金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程 (") 5		○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (") 10
○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (") 5		

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局における個人情報の保護に関する法律施行規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局における個人情報の保護に関する法律施行規程

金沢市企業局における個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)の施行については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則(令和5年規則第2号)の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程(平成23年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

経営企画課	財務係 会計係 デジタル推進係 システム管理係	を
ガス・発電事業譲渡 後調整室		

経営企画課	財務係 会計係 デジタル推進係 システム管理係	に
-------	-------------------------	---

改める。

第4条第2項の表中

		8 課の庶務に関する事項	
		9 他係に属しない事項	
	システム管理係	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項	を
ガス・発電事業譲渡後調整室		1 ガス事業及び発電事業の清算に関する事項	

		8 本市が出資する法人（金沢エナジー株式会社に限る。）の経営状況の確認に関する事項	
		9 課の庶務に関する事項	に
		10 他係に属しない事項	
	システム管理係	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項	

改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表第2号の項中「又は各種委員会」を「、各種委員会、審議会等」に改め、別表第1事務の執行の表第10号の項及び第11号の項中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同事務の執行の表第30号の項中「法令、条例、規程又は告示により補助基準の定まっているもので」を削り、「300万円以下のもの及び交付金額の変更を来さない軽易な変更事項の承認を」を「100万円以下のもの及び交付金額の変更を来さない軽易な変更事項の承認を」に改め、別表第1財産管理の表の備考中「経営企画課及び」及び「及び支出」を削り、別表第1契約イの表第2号の項

中 「50万円以下の管理者が定める物品」を「10万円以下の物品
50万円以下の管理者が定める物品」に改め、同イの表第3号の項中「6,000万円」を「8,000万円」

に改め、同表第6号の項中

	契約解除の決定伺	4,000万円以下		2,000万円以下	
建物等の維持管理の業務（特定随意契約業務に限る。）及び樹木等の維持管理の業務	契約の方法等の決定伺		4,000万円以下		2,000万円以下
	契約の締結伺				○
	契約の変更の締結伺		○		4,000万円以下
	契約解除の決定伺		4,000万円以下		2,000万円以下

	契約解除の決定伺	4,000万円以下		2,000万円以下		に
--	----------	-----------	--	-----------	--	---

改め、同表第7号の項中

300万円以下
○

を

○

に改め、同表第8号の項中「300万円以下」を削り、同

表第9号の項中「2,000万円」を「4,000万円」に改め、同表第10号の項を次のように改める。

10 その他の契約（交際費、事務連絡費及び食糧費並びに役務費などに係るもの）	交際費及び事務連絡費に係るもの	契約の方法等の決定伺		○		
		契約の締結伺				○
		契約の変更の締結伺		○		300万円以下
		契約解除の決定伺		○		
	食糧費に係るもの	契約の方法等の決定伺				○
		契約の締結伺				○
		契約の変更の締結伺				○
		契約解除の決定伺				○
	その他の契約	契約の方法等の決定伺		4,000万円以下		300万円以下
		契約の締結伺				○
		契約の変更の締結伺		○		300万円以下
		契約解除の決定伺		4,000万円以下		300万円以下

別表第1契約イの表の備考第1項中「第6号」の次に「の規定」を加え、同備考第2項を次のように改める。

2 第6号のその他の業務のうち建物等の維持管理の業務で、特定随意契約業務であるものに係る契約の方法等の決定伺については、企業総務課合議を要する。

別表第1契約イの表の備考第3項中「基づく長期継続契約」の次に「(以下「長期継続契約という。）」を加える。

別表第1支出アの表及びびイの表を次のように改める。

ア 経費の支出

専決事項		専決区分等			
区分	細分	所管次長	所管課長	経営企画課合議	備考
1	報償費	4,000万円以下	300万円以下		
2	交際費	○			
3	事務連絡費	○		○	
4	食糧費		○		
5	修繕料	8,000万円以下	600万円以下		
6	使用料及び賃借料	4,000万円以下	300万円以下		土地又は建物の賃借料は、企業総務課合議を要する。

7	工事請負費	8,000万円以下	600万円以下	2,000万円を超えるもの	
8	公有財産購入費	4,000万円以下			
9	負担金、補助及び交付金	1 交付先の交付金額が300万円以下		1 交付先の交付金額が100万円を超えるもの	
	負担金（工事負担金を除く。） 交付金	4,000万円以下	300万円以下 （予算計上時において交付先、金額等が確定しているものに限る。）	300万円を超えるもの	
	工事負担金	8,000万円以下	600万円以下	300万円を超えるもの	法令等に基づく工事負担金は、8,000万円を超えるものにあっても、所管次長専決とする。
10	貸付金	4,000万円以下			法令、条例、規程又は告示により貸付基準の定まっているもので1貸付先の貸付金額が300万円以下のものは、所管次長専決とし、合議を要しない。
11	補償金及び賠償金	補償金	4,000万円以下		
		賠償金			○
12	償還金及び支払利息		○		
13	投資及び出資金			○	
14	積立金	○		○	
15	寄附金			○	
16	その他の支出	4,000万円以下	300万円以下	300万円を超えるもの	委託料及び備品購入費以外のものは、合議を要しない。

備考

- 債務負担行為及び繰り越された支出負担行為の現年度予算整理に係るもの並びに長期継続契約に係るもので前年度と契約金額に変更がないものは、金額にかかわらず、所管課長専決とし、合議を要しない。
- 変更支出負担行為何（負担金、補助及び交付金及び貸付金に係るものを除く。）は、変更する額が1,500万円以下の額の支出負担行為何書は、所管次長専決とする。なお、変更する額が200万円を超える額の支出負担行為何書（変更後の額が経営企画課の合議を要する額以上のものに限る。）及び変更後の額が5,000万円以上の額の支出負担行為何書は、経営企画課の合議を要する。
- 債務負担行為及び基金の支出の区分は、この表に準ずる。

イ 支出命令等

専決事項	専決区分		
	所管次長	経営企画課長	所管課長
1 支出命令			○
2 資金前渡職員の指定			○
3 資金前渡、概算払、前金払及び繰替払の精算			○
4 支出予算の配当		○	

5	支出予算の配当替え		○	
6	支出予算の流用		○	

備考 基金の支出の区分については、この表に準ずる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市企業局における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市企業局における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程（平成3年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市企業局における金沢市情報公開に関する条例施行規程

本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程

金沢市企業局公印規程（昭和28年公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「支払伝票」の次に「(管理者が別に定める場合は、これに代わる書面。以下同じ。)」を加え、同条第2項ただし書中「支出調書をもって請求書に代えることができる」を「請求書を添えることを要しないものとする」に改める。

第39条、第39条の2第1項及び第55条中「企業総務課長」を「課長」に改める。

第56条中「企業総務課長」を「課長」に改め、同条後段を削る。

第57条中「購入物品の引渡しを受けたときは、当該物品に係る保管責任者を定め」を「購入単価が50,000円以上の物品（2年以内に消費するものを除く。以下「購入物品」という。）の引渡しを受けたときは」に改める。

第59条第2項中「第57条の規定により定められた物品の保管責任者は」を「物品の保管に当たっては、物品取扱員のほか、当該物品を使用している職員が」に改める。

第61条第1項中「物品が」を「購入物品が」に、「物品（」を「購入物品（」に改める。

第68条第1項中「固定資産」の次に「(第54条に規定するたな卸資産以外の物品を除く。以下この節において同じ。)」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

別表第1乙表中「課の課長補佐(2人以上課長補佐がある課にあつては予算を担当する課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては当該課長)」を「課長」に改める。

別表第6中「所管課の職員」を「課長」に改める。

様式第31号を次のように改める。

様式第31号(第57条関係)

物 品 取 得 調 書

企 業 出 納 員	補 佐	課 員	担 当

課 長	補 佐	課 員	記 帳

下記のとおり取得したので通知します。

年 月 日

企業出納員 様

課名

物品取扱員 氏名

番 号	品 名		規 格	
	単 価 (円)	数 量	単 位	金 額 (円)
	台 帳 整 理 区 分		取 得 年 月 日	
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

の項中「2,000万円」を「4,000万円」に改め、同表第10号の項を次のように改める。

10 その他の契約 (交際費、事務連絡費及び食糧費並びに役務費などに係るもの)	交際費及び事務連絡費に係るもの	契約の方法等の決定伺	○		
		契約の締結伺		○	
		契約の変更の締結伺	○	300万円以下	
		契約解除の決定伺	○		
	食糧費に係るもの	契約の方法等の決定伺			○
		契約の締結伺			○
		契約の変更の締結伺			○
		契約解除の決定伺			○
	建物の維持管理の業務(特定随意契約業務を除く。)	契約の方法等の決定伺	4,000万円以下		2,000万円以下
		契約の締結伺			○
		契約の変更の締結伺	○		4,000万円以下
		契約解除の決定伺	4,000万円以下		2,000万円以下
	その他の契約	契約の方法等の決定伺	4,000万円以下		300万円以下
契約の締結伺				○	
契約の変更の締結伺		○		300万円以下	
契約解除の決定伺		4,000万円以下		300万円以下	

別表契約イの表に備考として次のように加える。

備考 特定随意契約業務とは、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第2号から第4号まで又は第6号の規定による随意契約業務をいう。

別表支出アの表を次のように改める。

ア 経費の支出

専決事項等		専決区分等		
区分	細分	事務局長	事務局次長	備考
1	交際費	○		
2	事務連絡費	○		
3	食糧費		○	
4	修繕料	8,000万円以下	600万円以下	
5	委託料	4,000万円以下	300万円以下	契約の方法、契約者及び契約額の定まっているもの(単価契約によるものを除く。)は、4,000万円を超えるものにあっても、事務局長専決とする。
6	工事請負費	8,000万円以下	600万円以下	
7	公有財産購入費	4,000万円以下		
8	負担金、補助及び交付金	補助金	1 交付先の交付金額が300万円以下	
		負担金(工事負担金を除く。)交付金	4,000万円以下	300万円以下(予算計上時において、交付先、金額等が確定しているものに限る。)
	工事負担金	8,000万円以下	600万円以下	法令等に基づく工事負担金は、8,000万円を超えるものにあっても、事務局長専決とする。

9	貸付金	4,000万円以下		法令、条例、規程又は告示により貸付基準の定まっているもので1貸付先の貸付金額が300万円以下のものは、事務局長専決とする。
10	補償金及び賠償金	補償金 賠償金	4,000万円以下	
11	償還金及び支払利息		○	
12	投資及び出資金			
13	積立金	○		
14	寄附金			
15	その他の支出	4,000万円以下	300万円以下	

備考

- 1 債務負担行為及び繰り越された支出負担行為の現年度予算整理に係るもの並びに長期継続契約に係るもので前年度と契約金額に変更がないものは、金額にかかわらず、事務局長専決とする。
- 2 変更支出負担行為何（負担金、補助及び交付金及び貸付金に係るものを除く。）で、変更する額が1,500万円以下のものは、事務局長専決とする。
- 3 債務負担行為及び基金の支出の区分は、この表に準ずる。

別表支出イの表第3号の項中「前金払」を削り、同表第5号の項中「配当替え」を「所管替え」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市立病院における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市立病院における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程（平成25年病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市立病院における金沢市情報公開に関する条例施行規程

本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市立病院公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第4号

金沢市立病院公印規程の一部を改正する規程

金沢市立病院公印規程（平成25年病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第5号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「事務局次長 診療部長」を「診療部長」に、「中央診療部担当副部長」を「中央診療部副部長」に、「医事室長 中央診療部副部長 リハビリテーション室副室長 放射線室副室長」を「事務局次長 医事室長」に、「事務局担当次長」を「事務局担当次長 リハビリテーション室副室長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第6号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「事務局長補佐」を「事務局次長」に改める。

第31条第2項ただし書中「支出調書をもって請求書に代えることができる」を「請求書を添えることを要しないものとする」に改める。

第56条後段を削る。

第57条中「購入物品」を「購入単価が50,000円以上の物品（消耗品及び原材料品を除く。以下「購入物品」という。）」に改め、「、当該物品に係る保管責任者を定め」を削る。

第59条第2項中「第57条の規定により定められた物品の保管責任者は、」を「物品の管理に当たっては、物品取扱員のほか、当該物品を使用している職員が」に改める。

第61条第1項中「物品が」を「購入物品が」に、「物品（」を「購入物品（」に改める。

第67条第1項中「固定資産」の次に「(第54条に規定する棚卸資産以外の物品を除く。以下この節において同じ。)」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 (第57条関係)

物 品 取 得 調 書

企 業 出納員	補 佐	事務局員	担 当

事務局 次 長	事務局長 補 佐	事務局員	記 帳

下記のとおり取得したので通知します。

年 月 日

企業出納員 様

課名

物品取扱員 氏名

番 号	品 名		規 格	
	単 価 (円)	数 量	単 位	金 額 (円)
	台 帳 整 理 区 分		取 得 年 月 日	
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の金沢市立病院会計規程の規定は、令和5年度分からの会計事務について適用し、令和4年度分までの会計事務については、なお従前の例による。

令和5年(2023年)3月31日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄